

企業年金スチュワードシップ推進協議会ウェブサイト運用機関ページ利用規程

第1条（目的）

本規程は、企業年金スチュワードシップ推進協議会（以下「当協議会」といいます。）ウェブサイトにおいて提供する運用機関ページの利用（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。利用者は、本規程に同意のうえ本サービスを利用するものとします。

第2条（利用者）

1. 本サービスの利用者は、協働モニタリング参加運用機関の役職員とします。
2. 協働モニタリング参加運用機関は、企業年金から国内株式の運用委託を受けている運用機関であって、当協議会事務局に「法人番号」、「会社名」、「連絡先（氏名、所属部署、住所、電話番号、メールアドレス）」を連絡のうえ参加申込を行った運用機関とします。

第3条（本サービスの利用）

1. 当協議会は、協働モニタリング参加運用機関に対して、本サービスに必要なID及びパスワードを通知します。
2. 前項の通知に基づき本サービスにログインした場合、本規程に同意したものとします。
3. ID及びパスワードは、協働モニタリング参加運用機関ごとに設定するものとします。

第4条（登録内容の管理）

1. 協働モニタリング参加運用機関は、本サービスにおける「マイページ」の登録内容を常に正確かつ最新の内容に維持するものとします。
2. 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「マイページ」の「登録内容の変更」画面より変更手続を行うものとします。
3. 登録内容の不備又は変更手続の未実施により利用者に生じた損害について、当協議会は責任を負いません。

第5条（ID及びパスワードの管理）

1. 協働モニタリング参加運用機関は、自らの責任においてID及びパスワードを適切に管理するとともに、本サービスの利用者に対して、本規程の周知と適切な利用について監督するものとします。
2. ID及びパスワードを、当該運用機関に所属し本サービスを利用する必要がある役職員以外の者に開示又は貸与、若しくは譲渡又は共有することを禁じます。

3. 協働モニタリング参加運用機関は、第三者による不正利用を防止するため、十分な強度を有するパスワードを設定し、適切に管理するものとします。
4. 当協議会は、本サービスを適切に管理し提供するため、当該 ID 及びパスワードを使用する場合があります。
5. 前項による場合を除き、ID 及びパスワードを使用して行われた行為は、当該 ID が設定された協働モニタリング参加運用機関による行為とみなします。
6. 協働モニタリング参加運用機関は、ID 又はパスワードの漏えい、不正利用又はそのおそれを認識した場合、ID 又はパスワードの変更その他必要な措置を講じるものとします。

第 6 条（設備等）

本サービスの利用に要する通信料金及び設備（コンピューター、通信機器、ソフトウェア、インターネットへの接続環境など）については、利用者の負担と責任によるものとします。

第 7 条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用に際し、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 虚偽の情報を登録する行為
- (3) 他人になりすます行為
- (4) 第三者の ID 又はパスワードを使用する行為
- (5) 不正アクセスその他本サービスの運営を妨害する行為
- (6) 当協議会又は第三者の権利・利益を侵害する行為
- (7) コンピューターウイルスその他有害なプログラムを送信する行為
- (8) その他、当協議会が不適切と判断する行為

第 8 条（利用停止及びアカウント削除）

当協議会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用停止又はアカウント削除を行うことができます。

- (1) 協働モニタリングへの参加協力を辞退した場合
- (2) ID 又はパスワードを不正使用した場合
- (3) 本サービスの運営を妨害した場合
- (4) 法令違反又は犯罪行為が認められた場合
- (5) その他、当協議会が利用継続を不相当と判断した場合

第 9 条（本サービスの変更及び終了等）

当協議会は、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部を変更、停止又は終了することができるものとします。

第 10 条（通知）

当協議会から利用者への通知は、電子メール、ウェブサイトへの掲載その他当協議会が適当と認める方法により行います。

第 11 条（個人情報の取扱い）

当協議会は、第 4 条に基づく登録内容について、企業年金連合会が定める「個人情報の取扱いについて」に従って適切に管理し利用するものとします。

第 12 条（免責事項）

当協議会は、本サービスの利用又は利用不能により利用者に生じた損害について、当協議会の故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第 13 条（本規程の変更）

1. 当協議会は、利用者に事前の通知をすることなく、本規程の全部又は一部を変更することができるものとします。
2. 前項による変更は、当協議会ウェブサイトに掲示するものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な要求を超えた不当な要求行為
 - (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、前 2 項に定める表明・確約に関して違反することが判明した場合は、何らの催告を要することなく、本サービスを停止できるものとします。これに起因して利用者に生じた損害について、当協議会は、一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（準拠法・管轄裁判所）

本サービスに関する準拠法は、日本法とします。また、本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

（2026 年 9 月 17 日現在）